

第6回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和5年5月31日（水）10：00～12：04

場所：糸島市役所 11・12号会議室

役職	氏名	肩書等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	こどもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	荒木 恭子	福岡県福岡児童相談所 里親・施設課長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所属	氏名	職名
こども教育部	山下 千恵子	担当部長
こども教育部	小嶋 智嗣	部長
子育て支援課	波多江 智英	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	山崎 直樹	課長補佐
子育て支援課	平野 佳菜	主事
学校教育課	福田 貴史	課長補佐
学校教育課	中村 悠毅	係長
学校教育課	安部 祐子	係長
学校教育課	野口 順也	主幹

1 開会

2 出席確認…荒木委員欠席、他委員9人出席

3 委員長挨拶

4 経過報告

(1) 会議録 第5回委員会の会議録について

修正なし。委員の姓は表記せずにホームページに掲載する。

(2) 委員の変更について

(3) その他

5 協議事項（議事進行：田北委員長） ※傍聴1名。

(1) こどもの権利（案）について

【事務局説明】 こどもの基本（案）について説明。

➤質疑応答

〈委員長〉

今までの議論で、他の自治体の条例をそのまま参考にするのではなく、こどもの権利条約の中で大事にしている4つの基本原則に沿いながら、その中でこういう観点が必要なんじゃないか、ということで出てきたのが、休む・余暇の時間である。現時点では、条例の中でこどもの権利の部分のみ議論していますので、他の条文が出来上がったときに、さらに修正するという可能性は大いにある。

また、これから子どもや市民の方の声を聞く中で、変更されることはあり得る。非常に大事な部分でもあるため、委員の皆様の意見を伺っていただろうと思う。

〈委

員〉 概ね権利の順番も含めうまくできていると思う。おとなの責務に関する事項を各権利の第2項または3項に入れているのもわかりやすいと思う。4つの原則に遊び・余暇・豊かに育つために活動する権利というものを追加したことで、より良いものになったと思う。

〈委

員〉 主語が明確になったことで子どもたちにも理解しやすい文章になったと思う。「いじめ、あらゆる暴力や虐待を受けず、又は放置されません」の項目を差別禁止の項目から生命・生存に関する権利に追加したことも賛成である。また、差別禁止の項目で、皮膚の色、見た目、性のあり方という表現を使っていることが、糸島らしい条例の表現と感じた。また、児童の権利に関する条約（以下、「条約」）第31条の「遊び、余暇及び文化的な活動等への参加」に関する条文が追加されたことで、すごく素敵なものになったと思う。

責務についての項目が、「差別禁止」及び「休み及び余暇の時間を持ち豊かに育つ権利」に入れていない理由があれば教えていただきたい。

〈委員〉　　すごくシンプルに整備されていて、わかりやすさ、文章の表記も含めて、いいかなというふうに思いました。順番に関しては、「休み及び余暇の時間を持ち豊かに育つ権利」が「意見を表明し参加できる権利」よりも前にあるが、逆がよいのではないか、という感覚は少しした。

他自治体の例で、豊かに育つ権利として、学びも含めたこどもの環境の保障というふうな意味合いがあったと思う。権利のタイトルの部分で学びという文言を入れてもよいのではと考える。

条約ではこどもの養育については親が第一に責任を負うと明記してある。責務に関する主語が、「市及びおとな」となっているが、家庭とか保護者なども含め、責務の主体について網羅する記載にしておかないといけないのではないかと思った。

〈委員長〉　委員の疑問について、事務局より説明願いたい。

〈事務局〉　各権利の条文すべてに責務の記載をしていないが、学び、遊び場の保障などの責務や、施策の推進といった項目については条例の後文部分に明記する想定であった。どうしても各権利と責務をセットにしないと、主旨が伝えないと考えたため、一部のみに責務を記した。

権利の順番について、前回の委員会で、「意見表明」と「最善の利益」については隣接したほうがよいとの意見もあったと思う。委員の意見により、「意見表明」と「休み及び余暇の時間を持ち豊かに育つ権利」を入れ替えることは差支えないと考える。

〈副委員長〉 「休み及び余暇の時間を持ち豊かに育つ権利」は条約としては第31条と後段に位置しているが、条約や法律の関係では特に問題はない。こどもにどのように読んでもらう、という観点で考えてもらいたい。

〈委員長〉　それでは「休み及び余暇の時間を持ち豊かに育つ権利」が「意見を表明し参加できる権利」の前になるよう、順番を入れ替えるようにしてよいか。
(委員全員賛成)

〈委員長〉　「休み及び余暇の時間を持ち豊かに育つ権利」に学びということを入れるという意見があった。事務局としては条例後段の責務部分で整理したいということであったが、委員からの意見を聴きたい。

〈委員〉　　学びというものが、どういった内容なのかで考える必要がある。スポーツや文化的な活動も広くいえば学ぶということになると思うが、「余暇の時間に勉強しなさい」というような、おとなでいうと「休日に仕事しなさい」というニュアンスがでてくるのは少し不安と思う。

〈委員〉　　休みおよび余暇の項目で、芸術的、文化的な活動やスポーツというのと、どうしてもおとなが用意したものにこどもが参加するというニュアンスに

受け取られると思う。あくまでもこどもが主体的に参加をするというような表現がいいと思う。こどもたちが提案をしたもの、例えば体験活動とか、社会人活動とか、中学生ぐらいになると今度はボランティア活動を希望するこどもも出てくると思う。そのようなこどもの提案を支援するという視点で、学びの観点として遊びの次に社会体験活動、地域のボランティア活動そういったことも少し記載するといいいのではないかと思う

〈副委員長〉 学びという用語の整理をすると、「休み」は英語でレスト、「余暇」はレジャーと、条約においても二つ区別して使われている。余暇という言葉は日本人の受け止め方として、休みとあまり区別しないで使われている。条約では、余暇とはアクティビティに近い意味合いが結構あり、主体的な学びっていう意味はある程度盛り込まれている。もう一つは学びというのは学校での教科教育もあるが、広い意味の学びという意味も含めて、こどもがどのように受け取るのか、ということ論点の一つとして挙げてもいいと思う。

〈委員長〉 豊かに育つための学びの多様性がある。糸島市でもいろんな学ぶ場が多様になっている。教科教育に限定されない豊かな学ぶ場をどう位置づけていくかということも考える必要がある。先ほど意見があった、こどもが主体的にどういうことを学ぶかということもある。

〈事務局〉 学びを保障する流れで日本では義務教育はあるが、その他にも多様化している学びの場がある。学びの観点を、表現の仕方は別として、条文に入れる必要はあると思う。こどもにとっては、「勉強させられている」という部分の「勉強」も実は大事なことであり、伝えてもよいと思う。

〈委員長〉 こどもの解釈もあるので、こどもに対する意見聴取、ワークショップで多様な学びの保障という姿勢を感じられるような条文を盛り込むのか、ほかで周知するのか、という課題はある。

「家庭」などの主語が必要との意見もあったが、事務局の見解を問う。

〈事務局〉 条文の前段部分で、条文中の用語の定義、たとえば「おとな」については保護者、地域住民、事業者など、定義することを想定している。

現在は「市及びおとな」と表記しているものが、「おとな」で統一したり、逆に「市、おとな及び〇〇」となる可能性もある。

〈委員長〉 主語を複数にすると、権利と責務は表裏一体のものであり、権利の部分が責務的に感じられてしまう可能性がある。現時点ではより広い意味での「市及びおとな」という標記で進めていきたいと思うが、委員の意見を聞きたい。

〈委員〉 遊び場も「休み及び余暇の時間をもち豊かに育つ権利」の項目に含まれると思うが、先ほど事務局から遊び場などは後段の責務の項目などで整理すると聞いた。スポーツなど、経済的な理由などでできない世帯や、公園

でこどもの声がうるさいと叱られるこどもがいたりする。そういったこどもたちが、糸島市の条例を見ると喜ぶと思う。

しかし、この権利の部分と離れた後段部分に遊び場の保障などの責務を記載したときに、こどもたちが理解できるか、という点が気になる。

〈委員〉 まずは、「大切なこどもの権利」部分の「とりわけ大切なこどもの権利です。」の「とりわけ」という用語が本当に必要か疑問に思う。必要でない権利があるのか、と誤解されてしまう。

権利の順番についてはあまり関係ないとは考える。順番によって権利の重さが違うというわけでもないため、あまり難しく考えないでよいと思う。

意見を表明し参加できる権利について、学校の教室などのおとな数がある場面では、生徒が手を挙げて先生が指名しないと発言できないといったこともあり、それに対するおとなの責務も入れるべきと思う。こどもたちも何か意見があるかもしれない。

「学び」「家庭」という文言は是非入れてもらいたい。

主語の「市及びおとな」について、わざわざ「市」を別に標記する必要があるのか。「おとな」で統一してよいと思う。

〈委員長〉 一旦ここで整理したい。

まず、「休み及び余暇の時間をもち豊かに育つ権利」におとな側の責務的な文言が入っていない。権利をしっかりとおとなたちが補償しようと、気持ちに繋がるには少し弱い可能性がある。確かに過去の時代としては、大家族が多く、子育てを支えるおとなの人たちが身近にいたり、こどものことを自然と理解し、こどもの遊びであったりとか行動を支えてくれるおとなが存在している状況だった。今は、周囲が意識的にしっかり支えようという意識がないとなかなか権利が保障されない。おとな側が権利を保障しない姿勢が垣間見えたりすると、例えば遊んでいる声に対して「うるさい」などという力が強くなる。誰かが働きかけないと、遊び場というのが保障されない。保障するための働きかけが必要というのは確か。そういうニュアンスをこの部分で入れるか、またその中でもこどもの主体性をしっかりと保障するという表現を入れるか検討が必要。

〈副委員長〉 条約では、第31条にある遊び・余暇・活動の機会を適切かつ平等に提供するという記載だが、第12条の意見表明については、奨励するというニュアンス。やはり締結国それぞれの予算などの問題もある。

責務の表記場所についても、こどもたちがどう受けとるか、というところで、権利に紐づけるのか、後段の責務部分につけるかは考えたほうがよい。

〈委員長〉 「休み及び余暇の時間をもち豊かに育つ権利」については、やはりおとな

側がしっかりと保障する、また多様な学び、こどもの主体性というニュアンスを盛り込んでいいと考える。

委員から権利の順番についての重要度についても意見があった。こどもにとってはどの権利がどこというのはそれぞれであろう。ただ、おとなが見たときに条文のつながりがあると思うため、その観点で考えていただければと思う。

「大切なこどもの権利」の「とりわけ大切」という表現について、一つはここに書かれていく権利が全てではないということが伝える必要がある。他の自治体は、条約の中からいくつかの権利を恣意的であったり、他の自治体を参考にしながら、ピックアップしていた。

糸島市が同様に条例を作成した場合、いろんな権利の漏れが出てきたりとか、他自治体を参考にしたといっても何の根拠もないということになる。そのためこれまでの委員会において、糸島市では条約の四つの原則を基調にしなが、こどもの権利条例を形作っていこうという結論になった。「とりわけ」という表現ではなく、全てに共通する原則的な権利であるということが感じられる表現に修正する。

意見表明に関して、委員から意見表明ができないこどもがおり、そのこどもに対するおとなの責務の記載が必要ではないか、との意見があった。意見表明の第3項に、「市及びおとなは、その意見と意見の形成をこどもの年齢及び発達に応じて十分に考慮して支援します。」という責務としての表記があり、ここが委員のいうおとなの責務にあたる。

また「学び」・「家庭」という言葉について。「学び」に関しては、「休み及び余暇の時間をもち豊かに育つ権利」の条項のところで検討する。「家庭」に関しては、標記する場所が悩まれるところであるため、「市及びおとな」を「おとな」に統一してよいのではと思う。こどもから見ると、市も家庭も保護者もみんな「おとな」になる。(全委員賛成)

〈委員〉 表現として気になったのは、「生命・生存」の権利部分で、「保障されます」「いじめ、あらゆる暴力や虐待を受けず、又は放置されません」と受身の表現になっていることである。これを例えばこどもが条文を読んだときに、「保障されます」「放置されません」といっても、こどもの立場ではどうしようもない。「私には何ができるの?」「放置しない人は誰なのか」と思ってしまう。放置されないことは当たり前とは思いますが、当たり前ではない状況があるから条例が今作られていると思う。助けてくれるおとなは誰なのか、など受身の表現にするということは、責務の部分もしっかりしていかないとと思う。

〈委員〉 他委員の意見の通り各権利っていうのは等しく大切であるということに

については賛成である。そういう意味では、各権利に対応するおとなの責務については、明記した方がよいと思う。差別されない権利についても、責務部分の第2項を追加したほうが良いと考える。

また私は、第1回目の委員会で配布された糸島市の児童生徒のアンケート結果での、非常に印象的な言葉を思い出した。「自分はある程度守られているけど友達とか、外国では、この権利が守られてないがこどもあまりにも多すぎる。」という意見。またそれに対して「何か動きたい」「こどもだから何もできないことがはがゆい」とか、そういう言葉が非常に印象に残った。他人に対する配慮ができるこどもがたくさんいるというのは素晴らしいと思う。

権利をさらに一つ増やすと混乱するかもしれないが、権利が守られていないことに対する、こどもからの是正などの意見表明ができる仕組みがある、糸島らしい条例ができたらいと思う。

〈副委員長〉 かなり話がまとまってきているが、「こども」という標記について確認したい。現在主に使われている「子ども」とは、一般的に18歳未満のこどもを指している。条約の定義も同様である。「こども」とした場合は18歳以上、または20歳以上もさす場合も出てくる。こども基本法でも、「心身の発達の過程にある者」と定義されており、25歳などもこどもと定義される場合もある。その意味では、あまり問題はないと考えている。

生命・生存の権利の第3項にプライバシーを守るとある。プライバシーという言葉について条約では、こどもが安全な環境で安心して育つためにプライバシーを守ると明記している。プライバシーの位置づけについて、もう一度整理をしたい。

生命生存に関連して第3項に位置付けたのか、別の場所で絞り込んで標記するかは議論が必要と思う。こどもとワークショップをすると、「秘密をおとなに守ってほしい」という話は必ず出てくる。そういう意味でこどもは「秘密」についての関心は高いが、プライバシーって言葉に対しては、首をかしげてしまうところ。

また語尾についても、「努めます」とあるが、条約は努力義務的な表記ではなく、「権利です」とはっきり明記してある。

意見表明の権利の第3項の最後の「こどもの年齢及び発達に応じて十分に考慮して支援します」の「支援します」も削除してよいと考える。条約の語尾も同様の表現である。

〈事務局〉 まずプライバシーを生命・生存の項目に位置付けたことについては、プライバシーの保護があつてはじめてこどもの生命・生存が保障されるという考えがあつたため。また、プライバシーについては全ての権利に関わることではあるが、権利に記載の順番として最初の項に位置付けることで、

後の権利にもクロスオーバーさせるという考えであった。

「努めます」「支援します」という表現については、結局予算とか場所の確保などの関係で履行できないに場合もあり得ると考え、努力義務的な弱い表現にしたものである。副委員長の解釈のとおり、問題ないようであれば、修正・削除することに異論はない。

〈委員長〉 それでは意見表明の項目の第3項の「支援します」、生命・生存の項目の第3項の「努めます」の表記を削除する、ということによいか。

〈副委員長〉 例えば、民法などは白黒付ける性質の法律ではあるが、条約やこどもの権利、憲法も特定の結論で決まるものではなく、具体的な事例に応じて検討していく性質のものである。きちんとメッセージとして伝わることを意識すればよい。

〈委員長〉 おとな側の主語を「おとな」に統一したが、今後主語が「市及びおとな」など整理された場合に、「努めます」などの表記を検討することでよいのではないか。

それでは「努めます」「支援します」を削除してよいか。(全委員賛成)
プライバシーに関しては、プライバシーと秘密を比べると、「秘密」という表現がよいのではないか。(全委員賛成)

プライバシーが生命生存の項目にあることだが、最善の利益の項目にある方が自然な感じである。全てのこどもはこどもに関することが決められ取り組まれるときに最善の利益を第一とする。そのときに本人の秘密が漏れることが問題となる。この最善の利益は、休み及び余暇、意見表明の権利のときにも考慮される。いまの時点で生命・生存の項目にあるのは限定的であるため、最善の利益に位置付けるのはどうか。(全委員賛成)

今日は議論が多数出た。一旦これを修正して皆さんにもう一度諮るという機会はある。

また、大熊委員から、「放置されません」等の受け身の表現について意見があった。主語が「すべてのこどもは」となっているのも理由ではある。

〈委員〉 「すべてのこども」と、「こども」という標記があるため、統一すべき。

〈委員長〉 検討する。

〈委員〉 「放置されません」の受け身の表現部分については、修正するというよりは、条例後段の責務でしっかり整理するということがよいと思う。

〈委員長〉 一旦考慮事項とし、条例(案)全体が出来てから、必要であれば権利部分を修正することもありうる。

中尾委員からおとなの責務を全ての権利の項目で明記した方がいいのではないかとの意見があった。先ほどご意見あった休み及び余暇の項目に責務の項を追加した場合、差別禁止の項目だけ責務がないことになる。他の権利の項目と比して、責務の記載が必要ないというわけでもないため、差

別禁止にも責務の文言を入れる方向にしたい。

こどもの権利を守られていないことについての是正などの意見表明についての意見もあった。大事なポイントではあるが、若干意見表明の内容にやや踏み込んでいるとも言える。こどもは自由に考えを表すことができるため、他人に配慮したくない子は配慮しなくてもよい。ただ、権利なるものはやはりお互いに守っていかなくてはならない。川崎市の条例のように、他者の権利というものも大切にしなければならない、との言及があるから、何かしら他者の権利に対しての姿勢というか、ニュアンスが条文のどこかに盛り込めればよいと思う。

意見表明の項目の第1項で、自由に考えを表すという、こどもが言語化していないものまで含め「考え」としている。しかし第3項には「意見」と表記されており、すこし限定的に受け止められてしまう。

そこで第3項の「意見」を「考え」に統一したほうがよいと思う。

先ほどの「放置されません」について、ネグレクトなどのことを指すとは思いますが、「無視されません」という表現の方が、こどもにとってわかりやすいという気はする。

いままでの意見を踏まえて事務局と打ち合わせし、次の委員会で修正案について再度お諮りしたい。

(2) こどもの権利に関するこどもの意見聴取・意見交換について

【事務局説明】

➤ 質疑応答

〈委員〉 小中学校のワークショップには学校教諭が随伴するのか。こどもたちが意見を言うにしても、教諭の顔色をみて発言しないということがあると思う。できればここに教育委員会、その中には教諭もいるため、この中のメンバーでやってもらいたい。

〈事務局〉 現在の想定としては夏休み期間中の土日で、市役所などの広い会議室で、公募した方に来所いただきワークショップに参加と考えている。教育委員会のメンバーとアドボケイトで進行することを予定しており、学校の担任教諭が随伴することは想定していない。

〈委員長〉 今後の施策を考えるうえで、糸島市としてもこどもたちの意見を聴く機会が必要になるが、今後どのように運用していくのか、最初のきっかけになる。補足すると、九州大学の教育学部の学生たちにワークショップの手伝いを、授業の一環の活動として行うことを考えている。

〈委員〉 中学校・高等学校は公募が有効とは思う。高等学校は生徒会のみではなくて、できるかぎりいろんな生徒から多様な意見を聴いてもらいたいと思う。小学校の1年生から4年生については、応募者が集まるかが不安で

ある。そこまで考えていただきたいと思う。

また、特別支援学校の生徒の意見も必要と考えているが、関係団体から意見を聴くことができると思う。

〈事務局〉 小学校の公募については、保護者の募集が少なかった場合は別途小学校等に依頼する。高等学校の一般公募については可能性も含めて検討する。特別支援学校については、アンケートは可能と思うが、委員の意見を参考にして、アンケートあるいは意見聴取の場を設けるかは検討する。

〈委員〉 代表者では主体的な意見が出しにくいために一般公募することで決まったが、一般公募してくる児童というのは、やはり代表的な人が応募すると思う。提案としては、市内あるこども食堂やこどもの居場所づくりの活動をしている団体にいる児童から意見を聞いてもらうことがよいと思う。

〈事務局〉 こどもの居場所については、昨年のこども会議の際にも、意見聴取の場として利用させていただいた。小中学生の募集状況を見て必要であれば検討したい。

〈委員〉 高校に在籍していないこどもについて、自分の意志で決めた場合もあるし、自分の意思とは反して現在の状況にあるこどももいる。後者のこどもの方が、よりいろいろな問題に密接な意見を持っていたりすると思う。公表して広く募集の枠を取ってもよいとは感じる。

〈事務局〉 高校に在籍していないこどもの件について、ある高等学校教諭に意見を聴いたところ、意見は持っているだろうが、意見聴取をすることによって、こどもの精神面などにマイナスな影響を与えてしまうこともあるという意見があった。今回の意見聴取の場ではなく、今後のパブリックコメントまたは意見を聴取する機会に検討したい。

〈委員長〉 義務教育後の高校生は存在が見えにくい。高等学校に在籍していないこどもはなおさらである。特に10代の若者は支援者から見えにくい場合が多く、彼らにパブリックコメントが届くかが懸念されるため、それらのこどもたちを意識するという意味で意見聴取の方法を検討してもらいたい。小さなコミュニティでいいので、そこに集まった人たちに「今こういうことやっているんだけど」って聞く程度であれば可能かなと思う。個人的には検討していただきたい。

色々な意見出たが、こどもからの意見を聴くことについては、各種事情を踏まえて検討をするということではよいか。(全員賛成)

(2) こどもの権利に関するこどもの意見聴取・意見交換について

【事務局説明】

➤ 質疑応答 なし

【その他】 なし

《協議終了》

6 その他

次回開催について

〈事務局〉 第7回委員会日程 令和5年6月末予定

7 閉会

副委員長から謝辞

12:04